

令和6年度採用

山梨県立学校実習助手（理科）（農業）（工業）（商業）・寄宿舎指導員選考検査実施要項

山梨県教育委員会

1 目的

この要項は、令和6年度に採用する山梨県立学校実習助手（理科）（農業）（工業）（商業）及び寄宿舎指導員の選考検査の実施について定めたものである。

2 受検資格 次の各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- (2) 昭和39年4月2日以降に出生し、採用時に高等学校卒業以上の学歴を有する者

3 選考検査種別及び採用予定人数

種 別 (教 科 等)	採用予定人数
実習助手（理科）	2名程度
実習助手（農業）	1名程度
実習助手（工業）	2名程度
実習助手（商業）	1名程度
寄宿舎指導員	2名程度

4 検査内容配点

種 別	一般教養	専門教養	作 文	面 接	加 点
実習助手(理科)	50	80	50	50	10
実習助手(農業)	50	80	50	50	10
実習助手(工業)	50	80	50	50	10
実習助手(商業)	50	80	50	50	10
寄宿舎指導員	50	50	50	80	10

5 受検上の配慮

身体の障害等により、受検上の配慮（手話通訳の配置や車椅子の使用、拡大文字等）を希望する者は、「申込書」（様式1）の「受検上の配慮」の欄に入力すること。

なお、受検上の配慮を希望する場合は、8月30日（水）午後5時までに高校教育課人事担当（電話055-223-1758）に連絡すること。

入力された事項について、申込受付後、高校教育課人事担当から電話で確認する場合がある。また、希望内容によっては、検査実施上、配慮できない場合がある。

6 加点制度

募集する実習助手、寄宿舎指導員の職務に資すると判断される免許資格を有する者を対象に、検査結果の合計点に10点を上限として加点する。

加点を希望する場合は、

- ① 「申込書」（様式1）の「加点申請の有無」の欄において、「有」を選択すること。
- ② 「加点申請書」（様式2）及び必要な免許資格を証明する書類を、選考検査1日目の受付時に提出すること。

※ 「申込書」（様式1）の「加点申請の有無」の欄において「有」を選択した場合は、「加点申請書」（様式2）を受検票とともに発行する。

◇加点となる要件

種 別	資 格 等	加 点
実習助手 (理科)	<p>○ 受検する教科（理科）に関する教員免許資格、専門分野の免許資格を有する者、又は、取得見込みの者</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下に挙げる免許資格、又は、これらと同等以上であると教育委員会が認める専門分野の免許資格を加点の対象とする。申請可能な免許資格は2つまでとし、同一の免許資格については、上位のものを申請すること。 <p>(教員) 高等学校「理科」教諭免許 (専門) 気象予報士、一般計量士、危険物取扱者甲種、 基本情報技術者</p>	10点（上限） (1つの免許資格につき5点)
実習助手 (農業)	<p>○ 受検する教科（農業）に関する教員免許資格、専門分野の免許資格を有する者、又は、取得見込みの者</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下に挙げる免許資格、又は、これらと同等以上であると教育委員会が認める専門分野の免許資格を加点の対象とする。申請可能な免許資格は2つまでとし、同一の免許資格については、上位のものを申請すること。 <p>(教員) 高等学校「農業」教諭免許 (専門) 技能士2級、測量士補、危険物取扱者甲種</p>	10点（上限） (1つの免許資格につき5点)
実習助手 (工業)	<p>○ 受検する教科（工業）に関する教員免許資格、専門分野の免許資格を有する者、又は、取得見込みの者</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下に挙げる免許資格、又は、これらと同等以上であると教育委員会が認める専門分野の免許資格を加点の対象とする。申請可能な免許資格は2つまでとし、同一の免許資格については、上位のものを申請すること。 <p>(教員) 高等学校「工業」教諭免許 (専門) 技能士2級、第1種電気工事士、基本情報技術者、 2級建築士、測量士補、危険物取扱者甲種</p>	10点（上限） (1つの免許資格につき5点)
実習助手 (商業)	<p>○ 受検する教科（商業）に関する教員免許資格、専門分野の免許資格を有する者、又は、取得見込みの者</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下に挙げる免許資格、又は、これらと同等以上であると教育委員会が認める専門分野の免許資格を加点の対象とする。申請可能な免許資格は2つまでとし、同一の免許資格については、上位のものを申請すること。 <p>(教員) 高等学校「商業」教諭免許 (専門) 基本情報技術者、日商簿記検定2級以上</p>	10点（上限） (1つの免許資格につき5点)

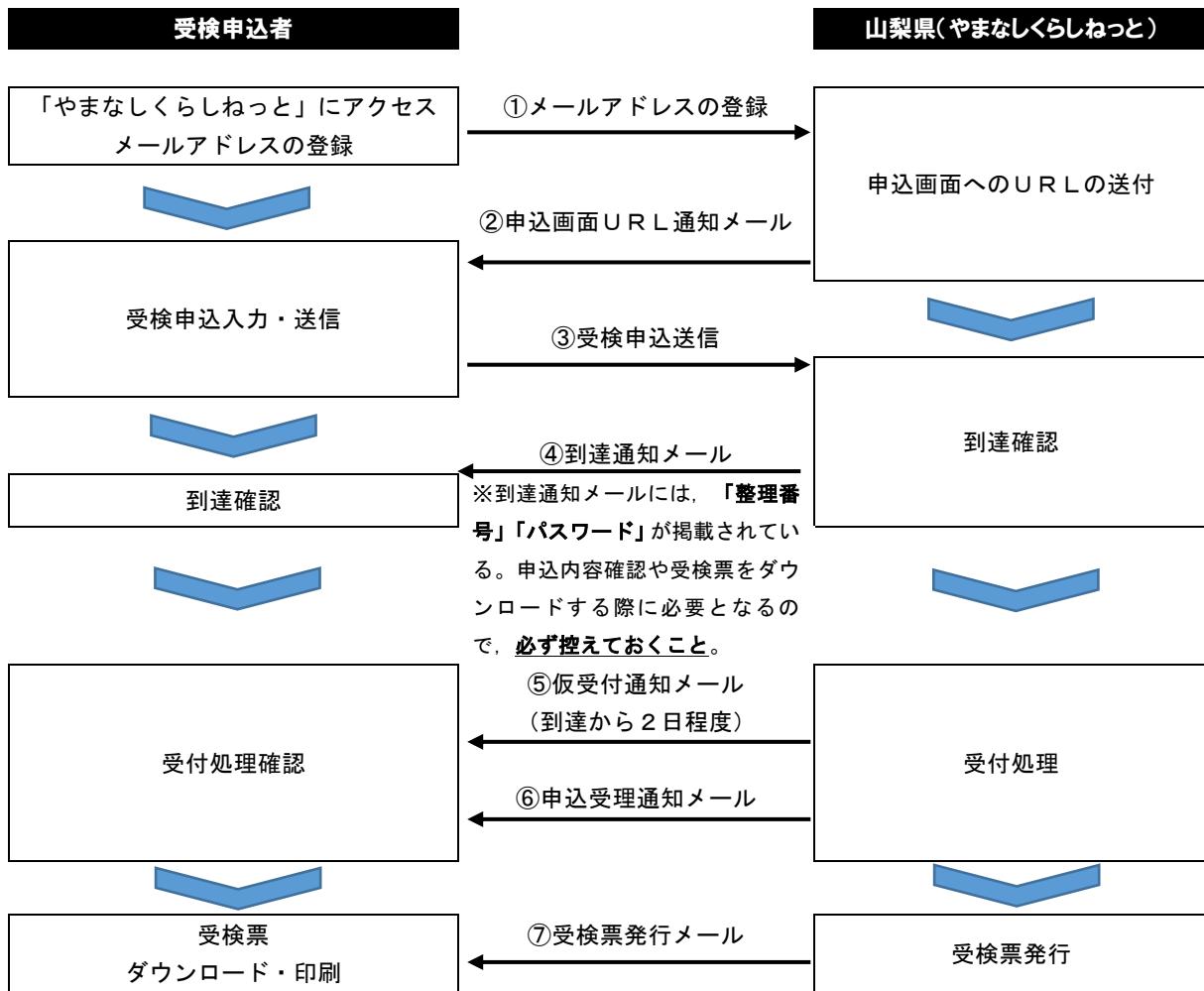
種 別	資 格 等	加 点
寄宿舎指導員	<p>○ 特別支援教育に関する教員免許資格、専門分野の免許資格を有する者、又は、取得見込みの者</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下に挙げる免許資格、又は、これらと同等以上であると教育委員会が認める専門分野の免許資格を加点の対象とする。申請可能な免許資格は2つまでとし、同一の免許資格については、上位のものを申請すること。 <p>(教員) 特別支援学校教諭免許 (専門) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、 (准) 看護師、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士、 理学療法士、保健師</p>	10点（上限） (1つの免許資格につき5点)

7 受検申込手続

必ずインターネットで申込むこと。

インターネットで申込みができる場合は、9月6日（水）午後5時までに高校教育課人事担当に連絡すること。なお、それ以降の対応はできない。

- (1) 受付期間 令和5年8月23日（水）～9月13日（水）午後5時（受信有効）
※ 8月23日～9月12日は、24時間いつでも受付けることとするが、9月13日は午後5時までに正常に受信したものに限り受付ける。
※ システム管理等のため、一時的に利用できない場合がある。時間に余裕をもって申込むこと。
※ 締め切り直前は混雑が予想される。インターネットの特性上、データの送受信等に時間がかかり、申込み期間中に処理できない場合があるので、時間に余裕をもって申込むこと。
- (2) 申込方法 山梨県電子申請サービス「やまなしくらしねっと」から申込むこと。
(<https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/>)
- (3) 申込手続きに必要なもの
 - パソコン、タブレット端末のいずれか（インターネットに接続されていること）
 - 電子メールアドレス
 - Adobe Acrobat Reader DC
 - Microsoft Excel
 - プリンター（A4判の用紙に印刷できるもの）
※ 上記の5点すべてが必要となる。
※ パソコンの機種や環境等により利用できない場合がある。詳細は、山梨県電子申請サービス「やまなしくらしねっと」の「ヘルプ」、「FAQ」を確認すること。
- (4) 注意事項 予期せぬ機器停止や通信障害等が発生した場合には、受付ができないが、この場合のトラブルについては、一切責任は負わないでの、注意すること。また、申込手続きに際して、山梨県電子申請サービス「やまなしくらしねっと」から届く電子メールは、削除せずに保存すること。
なお、申込データの到達（データが到達すると到達通知メールが自動送信されるので、必ず確認すること。）から土曜日・日曜日・祝日を除いて2日程度で仮受付メール（高校教育課人事担当が申込を受理したことを伝えるメール）を送信する。3日以上経過しても仮受付メールが到達しない場合は、直ちに高校教育課人事担当に連絡すること。



(5) 受検票の作成 受検票は、申込受理後に「やまなしくらしねっと」上にアップロードする。予定時期は申込時に知らせる。受検者は、各自ダウンロード及び印刷（A4）し、検査日前3ヶ月以内に撮影した上半身、正面脱帽の写真（縦4.5cm、横3.5cm）を受検票に貼ること。

※ 写真の裏面に、受検番号及び氏名を記入すること。

※ 受検票に写真を貼っていない場合は、受検できない。

(6) 検査日当日に持参する書類

- | | | |
|--|-------|----------------|
| ア 受検票 | | 1通 |
| 「7 受検手続 (1) ~ (5)」により作成したもの | | ※ <u>写真を貼付</u> |
| イ 写真 | | 1枚 |
| 検査日前3ヶ月以内に撮影した上半身、正面脱帽の写真（縦4.5cm、横3.5cm）のもの | | |
| ※ <u>必ず、受検票に貼った写真と同じものとすること。</u> | | |
| ※ <u>写真の裏面に、受検番号及び氏名を記入すること。</u> | | |
| ウ 「最終学校卒業証明書」又は「卒業見込証明書」 | | 1通 |
| エ 「返信用封筒長形3号」 | | 1通 |
| (縦23.5cm、横11.9cm、本人の宛先、氏名、郵便番号を記入し、 <u>94円切手</u> を貼つたもの) | | |

〈加点希望者のみ〉

- | | | |
|----------------------------------|-------|----|
| オ 「加点申請書」（様式2 各自で作成） | | 1通 |
| 受検票発行メールに添付されたもの | | |
| ※ 加点を希望する者は「加点申請書」及び次の書類を提出すること。 | | |

なお、必要な書類が検査1日目の10月7日（土）の受付時に提出できない場合は、加点の対象にはならない。

【添付書類】

- ◇実習助手 • 受検する教科（理科）（農業）（工業）（商業）に関する教員免許の写し
• 専門分野の免許資格の写し
• 取得見込みの者は取得見込証明書の写し
- ◇寄宿舎指導員 • 特別支援教育に関する教員免許の写し
• 専門分野の免許資格の写し
• 取得見込みの者は取得見込証明書の写し

8 検査日程、検査会場

(1) 期日 令和5年10月7日（土）・8日（日）

(2) 検査会場 山梨県立甲府工業高等学校
甲府市塩部2-7-1

(3) 日程及び検査内容

10月 7日（土）	9:00～ 9:10	受付
	9:25～10:15	適性検査I
	10:35～12:05	一般教養・専門教養検査
	12:05～13:05	昼食
	13:05～13:45	適性検査II
8日（日）	9:00～ 9:10	受付
	9:20～10:20	作文
	11:00～16:00	面接

*空き時間を利用して、適宜昼食をとる。

(4) 検査当日持参するもの

- ア 上記「7 (6)」に示した書類
イ 筆記用具（鉛筆・消しゴム等）
ウ 上履き・下足袋
エ 昼食〔10月7日（土）・8日（日）〕

9 選考及び検査結果等

- (1) 検査通過者については、加点を含めた各検査の成績、適性検査の評価並びに提出書類等に基づき総合的に判定する。
- (2) 検査の結果は、令和5年11月下旬に通知を発送する。また、山梨県の高校教育課ホームページ内にも通過者の受検番号を掲載する。
- (3) 令和5年12月1日までに結果の通知が届かない場合は、高校教育課に照会すること。

10 採用

- (1) 検査通過者を山梨県立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者として名簿に登載し、令和6年4月1日から採用する。名簿の登載期間は、令和6年3月31日までとする。
- また、令和6年3月31日までに卒業できなかった場合、令和6年3月31日までに加点申請に係る資格等を取得できなかった場合、教育職員としてふさわしくない信用失墜行為等が判明した場合、申込書等記載事項に重大な瑕疵や虚偽があった場合等には、合格・採用を取り消す場合がある。
- (2) 補欠合格者は、名簿登載者が採用辞退の申し出を行った場合に順次採用する。補欠合格の発表は、検査の結果通知による。

11 その他

- (1) 受理した出願書類は返還しない。
- (2) 選考検査の結果は、本人から請求があれば、検査種別得点、合計得点及び順位を開示する。電話、はがき等による請求での開示はできないので、受検者本人であることを明らかにする書類（身分証明書又は学生証、運転免許証等）を持参の上、受検者本人が直接高校教育課（県庁防災新館3階）に来ること。
- (3) 本要項は、山梨県教育庁高校教育課のホームページ内で公開するとともに、高校教育課で配布する。
- (4) 検査当日は、検査会場の建物へ入場してから、検査終了後、建物から退出するまでの間は、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末等の電源を切り、カバンへしまっておくこと。検査会場においては、ICレコーダー、デジタルカメラ、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末等、録音・録画・通信・通話のできる機器の使用は禁止する。
- (5) 検査会場への自家用車での来場は禁止する。また、家族等が車で送迎する場合、コンビニやスーパー等の駐車場に無断駐車して待ち合わせをする行為は固く禁じる。
- (6) 出願の際、提供された個人情報は、本検査のために使用し、その他の目的では利用しない。
- (7) 日程・方法等の変更や持ち物については、受験票送信時に通知する。また、その後の変更等は山梨県の高校教育課のホームページにて公表するので、隨時確認すること。
- (8) 検査日当日に持参する書類「7(6)」については、提出前に不備が無いよう十分に確認すること。

選考検査についての問い合わせは

山梨県教育庁高校教育課 人事担当

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1（防災新館3階）

電話 055-223-1758

山梨県立学校 実習助手・寄宿舎指導員

検索

<https://www.pref.yamanashi.jp/koukoukyo>